

第1章 環境基本計画の推進

第1節 市川市環境基本計画の概要

1. 概要

今日、地球温暖化をはじめとする地球規模で発生している環境問題は、世界における大きな課題として捉えられています。この地球環境問題の解決のため、国際的な機関の設置や会議の開催、地球温暖化対策などに関する合意が行われ、各国が協力して地球環境保全に取り組むための枠組みの整備が進められています。

わが国においても環境基本法の制定、環境基本計画の策定、環境影響評価法や地球温暖化対策の推進に関する法律等の法整備のみならず、様々な施策が打ち出されています。

市川市では、様々な環境問題に対応し、持続可能な社会の形成に地域から取り組んでいくため、市川市環境基本条例を制定するとともに、市川市環境基本計画を策定し、「環境の保全及び創造」に関する施策の方向を定め、法令等の整備や組織体制の充実を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進しています。

2. 計画策定の経緯

本市では、平成6年3月に市総合計画を環境面から推進する行政指針として「いちかわ環境プラン」を策定し、それまでの公害防止を中心とした施策からの転換を図り、快適環境の創造を目指してきました。

しかしながら、自動車交通公害問題や生活排水による水質汚濁、ごみの増加などの深刻化する「都市生活型環境問題」、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などのように地球レベルへの空間的広がりと解決に長い年月を要する「地球環境問題」、さらにダイオキシン類などの有害化学物質による「環境汚染の問題」などに対応し、より的確で効果的な施策を推進していく必要性が高まってきました。

そこで、平成4年にブラジルで開催された地球サミットにおける「持続可能な開発」についての国際的な合意や平成5年の環境基本法の制定など、国内外における新たな環境保全の枠組みについての動向等を踏まえ、平成10年7月に市川市環境基本条例を制定し、平成12年2月には同条例に定めた基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同条例の規定に基づき、「(第一次)市川市環境基本計画」を策定し、各環境施策を実施してきました。

その間、大気や河川の環境改善、ごみ排出量の削減など、いわゆる都市生活型の環境問題については、一定の進展が図られました。その一方で、地球規模で進行する温暖化への対応や生物多様性の保全については、更なる取り組みが必要となっていました。

この第一次計画の期間満了に伴い、これまでの計画を検証するとともに、市川市環境審議会並びに第VI期市川市環境市民会議からの提言や市民等の意見、更に平成23年3月に発生した東日本大震災と共に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、より一層の環境施策の推進を図るため、平成24年3月、新たに「第二次市川市環境基本計画」を策定し、24年度より計画に基づく取り組みを実施しています。なお、関連計画の改定等を踏まえた中

間見直しを行い、平成29年10月に改訂をしました。

3. 計画の体系

第二次市川市環境基本計画は、市川市環境基本条例に規定された計画として、また、市の総合計画を環境面から推進する個別計画として、基本目標「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」の達成を目指し、5つの基本理念を実現するために9つの施策の分野を示しています。(体系図参照)

基本目標

「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」

基本理念(概要)

①自然が息づくまち（自然環境）

多様な自然及びそこに生育する生き物と共生しながら、自然環境の保全再生を行うとともに自然とのふれあいづくりを推進し、自然が息づくまちを築いていきます。

②地球にやさしいまち（地球環境）

地球環境の保全を自らの課題と認識し、市民（市民団体を含む）・事業者・市のそれぞれが積極的に地球温暖化問題への対策等に取り組み、地球にやさしいまちを築いていきます。

③健やかに暮らせるまち（生活環境）

生活に関わる大気や水、土壤などを良好な状態に保持し、快適な生活環境を保全し、健やかに暮らせるまちを築いていきます。

④資源を大切にするまち（資源循環・廃棄物）

資源の消費抑制と健全な資源循環を確保し、市民・事業者との協働の下に3Rを推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進し、資源を大切にするまちを築いていきます。

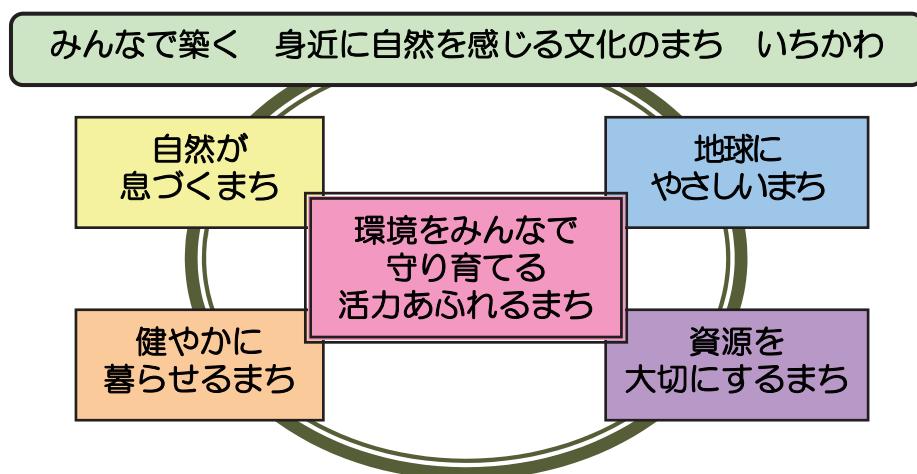
⑤環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち（協働）

暮らしや事業活動と環境との関わりについて学び、環境活動に参加することにより、市民（市民団体を含む）、事業者、行政が相互理解と役割分担の下に協働して取り組み、環境をみんなで守り育てる活力あふれるまちを築いていきます。

基本理念①から④の全ての分野に関わるものとして、基本理念⑤があります。

全ての基本理念に基づき、基本目標である将来環境像の実現を目指していきます。

■ 基本目標と基本理念の関係のイメージ



計画の主体と役割

市民：自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組み、環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力する。

事業者：環境法令等を遵守し、生物多様性に配慮した事業活動に努めるとともに製品の使用や廃棄などによる環境の負荷の低減に取り組み、再生資源の利用に努める。さらに環境の保全及び創造に関して積極的に行動し、市が実施する施策に協力する。

市（行政）：環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民・事業者と協力するとともに国や他の地方自治体との連携を図る。

計画の期間

平成23年度から令和2年度まで（2011年～2020年）

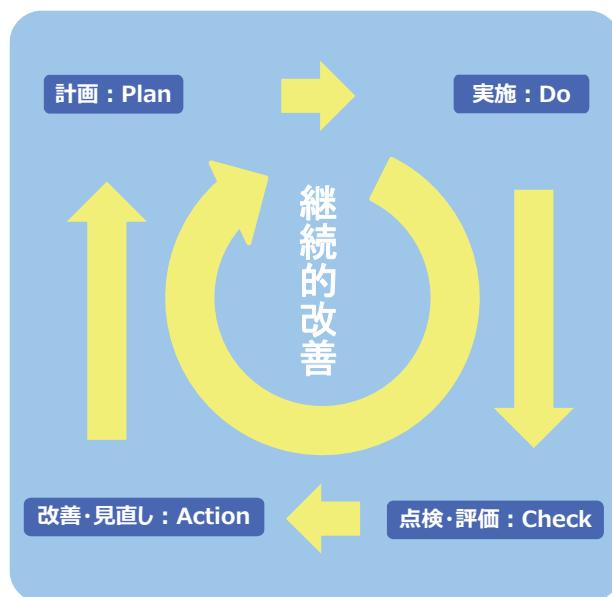
基本目標	基本理念	施策の分野	施策の方向
	自然が息づくまち 地球にやさしいまち 健やかに暮らせるまち 資源を大切にするまち 環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち	自然環境の保全再生 自然とのふれあいづくり 地球温暖化への対策 その他の地球環境保全 生活環境の保全 3Rの推進 廃棄物の適正処理の推進 環境学習の推進 環境活動への参加の促進	生物多様性の保全再生 生き物の生息の場の保全再生 水や緑とのふれあいの場の確保 都市農業の振興 都市型水産業の振興 温室効果ガスの排出削減 再生可能エネルギー利用の推進 二酸化炭素吸収源対策の推進 その他の地球環境の保全 大気環境の保全 水環境の保全 地質環境の保全 騒音、振動及び悪臭の防止 化学物質等の適正な管理 環境にやさしいまちづくり 放射線量低減対策の推進 廃棄物の発生及び排出の抑制 資源の循環的な利用の推進 廃棄物の適正処理の確保 一般廃棄物処理体制の整備 環境学習の実施 環境学習推進体制の整備 環境情報の提供 環境に配慮した活動の促進 協働による環境活動の推進
みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ			

4. 計画・施策の推進

市川市環境基本計画を推進していくために、施策や事業の実施状況を点検・評価し継続的な改善を図るとともに、推進体制を整備・充実させ、計画の実効性を確保しています。

(1) 進行管理

計画の達成状況についてP D C Aサイクルを活用しながら積極的に進行管理を行い、目標の達成度の評価と改善を進めていきます。



計画 (Plan)

- ・環境基本計画や関連計画等の策定
- ・施策や目標などの設定
- ・計画策定への参加（協働）

実施 (Do)

- ・施策の実施
- ・施策に関する情報提供
- ・施策への参加（協働）

点検・評価 (Check)

- ・環境の現況の把握と評価
- ・施策の実施状況の把握と評価
- ・アンケート等を通した評価（協働）

改善・見直し (Action)

- ・評価結果を踏まえた施策の見直し
- ・環境審議会などからの意見の反映
- ・環境市民会議等からの提案（協働）

資料 1-1-1、-2 (P. 127~P. 128)

(2) 推進体制

①市川市環境調整会議

副市長と関係部局長で構成する環境調整会議を設置し、環境施策の総合的な調整を図っています。（市における調整）

②市川市環境審議会

環境施策に関する基本的事項について、学識経験者や市民の代表者などで構成する環境審議会に諮問・報告し、答申や提言を求めています。（専門的分野からの審議・助言）

③市川市環境市民会議

計画を推進するため、必要に応じて公募市民・事業者等で構成される環境市民会議を開催し、会議からの意見等を環境施策に反映します。（市民・事業者等との協働）

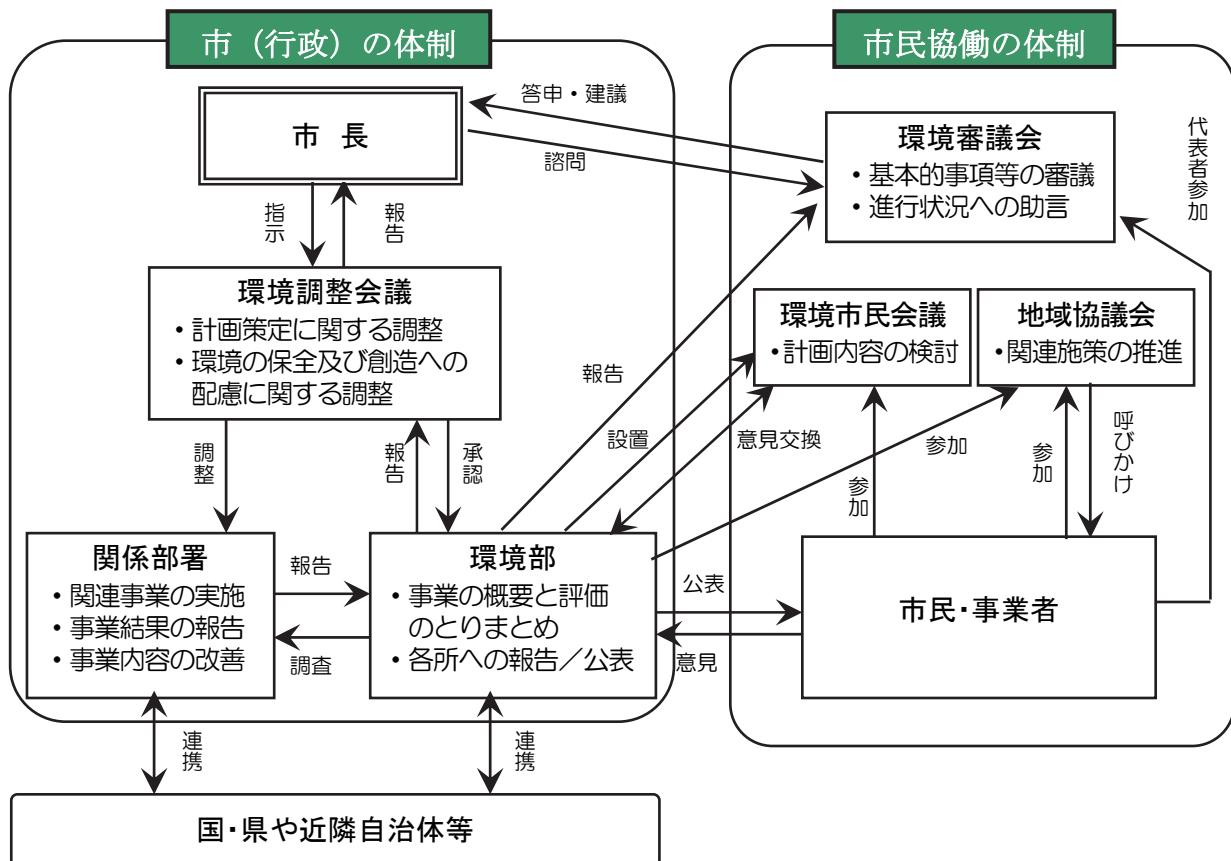
④市川市地球温暖化対策推進協議会

市民、事業者、関係団体、市が協働で地球温暖化対策の推進を図っています。（市民・事業者等との協働）

⑤広域的連携

東京湾や河川の水質に関する問題、地球環境問題や自動車交通公害問題など、広域的な環境問題に取り組むため、国や千葉県、近隣自治体等と連携し、推進を図ります。(国・県や近隣自治体等との協力)

■推進体制の相関図



第2節 環境の現況と施策・事業の実施状況

1. 環境基本計画の実施状況

資料1-2-1 (P.129~P.131)

計画に掲げる5つの基本理念ごとに実施された施策や事業については次のとおりです。

(1) 基本理念「自然が息づくまち」(自然環境)

①現況

昭和30年代後半から首都圏のベッドタウンとして急速に都市化が進行していましたが、北部では大町公園の湿地や斜面林、梨畠や農家の屋敷林、中部では市街地に残るクロマツ、南部では行徳近郊緑地特別保全地区などの貴重な自然が残されてきました。

しかし、都市化の進展により、緑地や水辺、そして農地が失われていった結果、残された自然も市街地により分断され、自然環境のつながりが薄れています。

そのため、生き物たちの生息の場であるとともに市民の財産でもある地域の自然を保全していくと同時に、自然環境のつながりの再生を図り、生物多様性を豊かにしていくことが求められています。

②施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「自然環境の保全再生」

緑地の公有地化や緑地保全協定等により生物の生息場となる緑地の保全に努めるとともに、自然環境の実態を把握するための調査や環境省のレッドデータブックに絶滅危惧I類に指定された藻類イノカシラフ拉斯コモの保護保全事業などを実施しています。

平成26年3月に策定した地域における生物の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となる「生物多様性いちかわ戦略」に基づき「自然環境のつながり」や「人と自然とのつながり」を再生し、生き物にも人にもやさしい地域社会の実現を目指しています。

イ) 施策の分野「自然とのふれあいづくり」

市川市みどりの基本計画に基づく公園・緑地の整備や都市基盤河川改修工事（大柏川）における多自然川づくりの整備、行徳近郊緑地等での自然観察会などの事業を実施しました。

緑地や水辺などを再生していくことにより、自然とふれあうことのできる機会を増やすことは、人と自然との間に豊かな交流を保ち、人々に潤いと安らぎをもたらすためには大切です。さらに、身近な自然の恵みを実感するためには、都市農業や水産業の振興も重要な要素となっています。

ウ) 環境基本計画の目標達成状況等

施策の分野	施策の方向	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	H28年度	H29年度	H30年度
自然環境の保全再生	生物多様性の保全再生	○自然環境モニタリング調査における生息種類	自然環境の実態把握	—	—	—	110
	生き物の生息の場の保全再生	○市有緑地の面積 (ha)	緑地などの保全	—	71.2	76.09	76.09
自然とのふれあいづくり	水や緑とのふれあえる場の確保	●市民一人あたりの都市公園面積 (m ²)	公園等の整備	※4.73	3.43	3.50	3.57
		○市民農園等の設置数 (施設)	市民農園等の設置	—	11	10	12
	都市農業の振興	○エコファーマー登録者数 (人)	持続性の高い農業の推進	—	14	14	13
		○浅海養殖や漁場改良等の補助件数 (延べ件数)	貝類資源の育成等の支援	—	3	2	2

※「緑の基本計画」における令和7年度目標値

③評価と課題

自然環境の保全再生の分野において、生物多様性に関する実態把握に向け、平成26年度に指標生物の選定や模擬調査を実施しました。その結果を踏まえ、平成27年度より、市民・環境団体・事業者など様々な主体との協働により、生物多様性に関する調査及び情報の収集等の取り組みを実施しています。(生物多様性モニタリング調査)

また平成30年度には真間川水系の水生生物調査を実施し、魚類23種、底生動物87種が確認されました。県及び市が行ってきた水質改善の取り組みや多自然川づくり等の環境改善の取り組みの結果から、真間川水系では平成20年～22年度に行われた調査と比べて、ほとんどの水域で多様性が好転しています。

市有緑地の面積については増加傾向にあります。今後も生き物の生息の場としての機能も有した緑地などの保全に取り組んでいきます。

自然とのふれあいづくりの分野において、市民一人当たりの都市公園面積は本市として人口移動に大きな変化がないことから、平成25年度までは横ばい状態となっていましたが、平成26年度に、国分川調節池緑地等の公園整備により面積の増加が見られました。今後も水や緑とのふれあえる場の確保に向けた施策の推進に引き続き取り組んでいきます。

都市農業や都市型水産業については、それぞれの産業の振興と自然とのふれあいの機会や場を増やしていくために、農業では減農薬や減化学肥料の促進や体験農園等の農業体験事業、水産業では漁場見学会や体験学習・教室の開催など、市民の農水産業に対する理解や消費拡大を図るための施策の推進が重要となっています。

(2) 基本理念「地球にやさしいまち」(地球環境)

① 現況

平成25年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が公表した第5次評価報告書（第1作業部会報告書）では、近年の地球温暖化は、人間の社会経済活動が主な原因である可能性が極めて高いことや、温室効果ガスの継続的な排出が更なる温暖化と将来の気候変動に影響をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まることなどが示されています。

こうした地球温暖化の影響に適切に対応していくために、平成27年にフランスのパリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020年以降の温暖化対策に196の国と地域が参加する新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。この協定では、地球の気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分に低く抑える目標を掲げたうえ、さらに1.5℃以内とより厳しい水準に向かって努力し、世界全体の温室効果ガス排出量をできる限り早く減少に転じさせて、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むこととしています。

本市では、市川市環境基本計画の基本理念の分野の一つに地球環境の保全を掲げ、平成21年3月に「市川市地球温暖化対策推進プラン」を策定し、各種対策を実施してきました。平成28年3月には同プランを「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として改定し、「自然と文化に育まれ、活力に満ちた 低炭素なまち いちかわ」を目指すべき将来像に掲げ、市民、事業者、行政の協働のもと、市の特性を踏まえた地球温暖化対策に取り組んでいます。

② 施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「地球温暖化への対策」

市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年3月に市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、住宅への省エネルギー対策の推進やエコライフの普及と促進など、6つの重点項目を中心として、施策の推進を図っています。

平成30年度は、環境フェアの開催のほか、市川市環境活動推進員制度を活用した小学校や保育園、公民館等でのエコライフの普及啓発活動、市川市地球温暖化対策推進協議会との協働による親子環境映画上映会や地球温暖化防止月間講演会等を実施しました。

また、平成12年度から住宅用太陽光発電システム設置助成事業をスタートし、更に平成25年度からは住宅用省エネ設備導入促進事業を開始し、住宅の低炭素化の普及促進に努めています。

このほか、市の事務事業における省エネルギー対策、二酸化炭素の吸収源や緑陰の形成によりヒートアイランド現象の緩和も期待できる緑地の保全や都市緑化の推進にも取り組んでいます。

イ) 施策の分野「その他の地球環境保全」

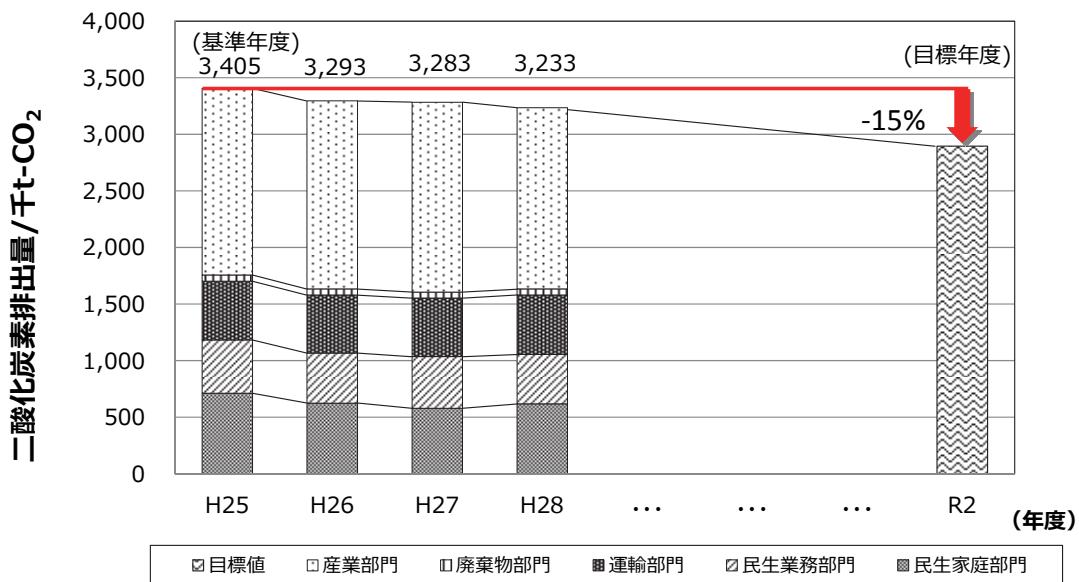
地球温暖化のほか、地球環境問題としては酸性雨やオゾン層の破壊が比較的身近な問題で

ですが、酸性雨については原因物質の排出抑制対策、オゾン層の破壊についてはフロン類の排出抑制対策に関する情報提供などを実施しています。

ウ) 環境基本計画の目標の達成状況等

施策の分野	施策の方向	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	H28年度	H29年度	H30年度
地球温暖化への対策	温室効果ガスの排出削減	○市全体での二酸化炭素排出量（千t-CO ₂ ）	温室効果ガス排出の実態把握	※ ¹ 2,394 （※ ² 2,948）	※ ³ 3,233	-	-
	再生可能エネルギー利用の促進	○太陽光発電システム（10kW未満）設置容量（kW）	再生可能エネルギー設備の普及	※ ¹ 22,000	14,049	15,306	16,336
	二酸化炭素吸収源対策の推進	●市全域の緑地面積（ha）	緑化の推進	※ ⁴ 1,842	-	-	-

市川市の部門別二酸化炭素排出量の推移



※1 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において設定し、進行管理を行っている。

※2 根拠となる統計データの推計方法等が改訂されたため、基準年度に遡及して再計算した数値

※3 数値は速報値。確定値は令和元年度末に公表

※4 「緑の基本計画」における令和7年度目標値

③評価と課題

平成28年度の二酸化炭素排出量は、平成25年度(基準年)に比較し、およそ 171.6 千t-CO₂、5.0%の減少となりました。その主な要因としては、二酸化炭素の排出係数の改善と合わせ、省エネ意識の向上、省エネ機器の普及等による電力消費量の減少と推測されます。

目標の実現を図るために今後も引き続き、関係機関や関連する施策との調整や連携を図っていくことが重要となります。

(3) 基本理念「健やかに暮らせるまち」(生活環境)

①現況

人口集中や社会経済活動の活発化に伴い、自動車排出ガス等による大気汚染や生活排水による水質汚濁など都市生活型の環境問題に加え、近年では産業の高度化に伴い排出される化学物質などによる環境や人体への影響も懸念されています。経年的には大気汚染の状況や河川の水質などは改善の傾向にありますが、光化学オキシダントのようにいまだに環境基準を達成していない項目もあります。

快適で住みよい環境を実現するために、良好な景観の保全・形成、下水道の整備、治水対策の推進など、環境に配慮したまちづくりが求められています。

②施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「生活環境の保全」

市川市環境保全条例及び大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関係法令に基づく規制及び定期的な環境調査、環境活動推進員制度等の市民との協働による啓発事業を実施しています。大気環境調査については浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、直径が $2.5 \mu\text{m}$ (マイクロメートル : 100万分の1メートル) 以下の微小粒子状物質 (PM2.5)について、呼吸器や循環器への影響が懸念されることから平成24年6月より市内での測定を開始しました。

また、市民マナー条例やガーデニングシティいちかわなどの取り組みによる環境美化や、市街地の良好な景観の形成に関する事業のほか、交通対策の推進、下水道整備事業、その他、環境にやさしいまちづくりに向けた取り組みを推進しています。

イ) 環境基本計画の目標達成状況等

施策の分野	施策の方向	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	H28年度	H29年度	H30年度
生活環境の保全	大気環境の保全	●環境基準の達成	①一般環境大気測定局				
			ア. 二酸化窒素 (5局)		100%	100%	100%
			イ. SPM (5局)		100%	100%	100%
	水環境の保全	●環境基準の達成	ウ. オキシダント (3局)		0%	0%	0%
			②自動車排出ガス測定局				
			ア. 二酸化窒素 (3局)		100%	100%	100%
	地質環境の保全	●環境基準の達成	イ. SPM (3局)		100%	100%	100%
			③有害大気汚染物質		100%	100%	100%
	騒音、振動及び悪臭の防止	●環境基準の達成	①河川				
			ア. BOD (4地点)		100%	100%	100%
			イ. 全健康項目 (4地点)		100%	100%	100%
	化学物質対策	●環境基準の達成	②海域		72%	86%	42%
			ア. COD (7地点)				
	環境にやさしいまちづくり	●環境基準の達成	地下水	100%	100%	100%	100%
			(地下水概況調査)		88%	63%	33%
		○地盤の変動状況	年間変動が2cm以上の水準点	—	1/60地点 (欠測10)	1/60地点 (欠測11)	未確定
			道路沿道				
		○景観協定区域等の件数 (件)	ア. 基間 (6~22時)	100%	6/6地点	5/6地点	6/6地点
			イ. 夜間 (22~6時)		2/6地点	3/6地点	6/6地点
		○下水道普及率	ダイオキシン類 (大気、水質、土壤、底質)	100%	100%	100%	100%
			下水道の普及	—	3	5	5
		○都市計画道路の整備率	都市計画道路の整備	—	72.6%	73.1%	74.1%
			○特定地区の吸い殻の数 (本)	—	43.9%	43.9%	60.9%
	放射線量低減対策の推進	○空間放射線量 ($\mu\text{Sv}/\text{時未満}$)	環境美化の推進	—	155	183	164
			追加被ばく線量の低減	0.23 $\mu\text{Sv}/\text{時未満}$	0.23 $\mu\text{Sv}/\text{時未満}$	0.23 $\mu\text{Sv}/\text{時未満}$	0.23 $\mu\text{Sv}/\text{時未満}$

注 : μSv (マイクロシーベルト)

③評価と課題

各環境基準の達成率については、大気環境の保全にかかる二酸化窒素、S P M（一般環境大気測定局ならびに自動車排出ガス測定局）および有害大気汚染物質のほか、水環境の保全では全健康項目、化学物質対策においてはダイオキシン類が平成23年度以降100%の達成率を維持しています。また、水環境の保全にかかる河川BODについては、平成25年度以降100%の達成率を維持しています。

しかしながら、光化学オキシダントや海域の水質など環境基準が未達成の項目については、今後も対策を検討していく必要があります。

また、市域の空間放射線量は平成24年2月以降、6箇所全ての地点で低減対策の目安(0.23 μ Sv/時)を下回っています。

(4) 基本理念「資源を大切にするまち」(資源循環・廃棄物)

①現況

廃棄物行政の目的が従来の生活環境の保全や公衆衛生の向上を中心としたものから、環境への負荷低減とともに、循環型社会の形成に重点を置いたものに変遷したことを踏まえ、本市では、家庭ごみと資源物の12分別収集の導入やマイバッグ運動の展開などの様々な取り組みを進め、ごみの減量と資源化の推進に一定の成果を挙げています。

一方で、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化に加え、世界的な資源の制約や地球環境問題への対応の必要性から、資源循環への取り組みの重要性は増し、同時に廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減が求められています。

②施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「3 Rの推進」

循環型社会の構築を目指し、廃棄物の3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進するため、「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」を策定（平成27年度改定）し、様々な取り組みを実施しています。特に地域における活動については「じゅんかんパートナー」や「ごみ減量化・資源化協力店」などと協働した取り組みを実施しています。

イ) 施策の分野「廃棄物の適正処理の推進」

循環型社会の構築を実現するため、家庭ごみの分別排出促進のための啓発、事業所のごみ処理に関する個別指導、不法投棄対策としてのパトロールなどを実施しています。

また、クリーンセンター（一般廃棄物の処理施設）や衛生処理場（し尿等の処理施設）の適切な維持管理に努めています。

今後、引き続き収集運搬体制の見直しや処理設備等の計画的な修繕・更新に取り組むとともに、次期クリーンセンター建設計画の具体化に向けた準備を進めています。

ウ) 環境基本計画の目標達成状況等

施策の分野	施策の方向	● 目標 ○ 指標	項目	目標値*	H28年度	H29年度	H30年度
3 Rの推進	廃棄物の発生及び排出の抑制	●市民一人1日あたりのごみ排出量（g）	ごみ排出の状況	760以下	788	770	763
	資源の循環的な利用の推進	●資源化率	資源の循環的利用	27%以上	17.5%	17.7%	17.1%
廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の確保	○不法投棄の処理量（t）	不法投棄の状況	—	523	502	438
	一般廃棄物処理体制の整備	●ごみの最終処分量（t）	ごみの最終処分量	7,200以下	14,732	14,483	14,198

*「いちかわじゅんかんプラン21」における令和6年度目標値

③評価と課題

平成27年5月に、一般廃棄物（ごみ）処理に関する基本的な方針を定めた「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定し、令和6年度を目標年次とした新たな数値目標を設定しました。

そのため市民一人1日あたりのごみ排出量、資源化率、ごみの最終処分量について、数値目標を達成するために取り組みを強化していかなければなりません。

資源化率の向上やごみの最終処分量の削減が進んでいない要因としては、分別排出が徹底できていないこと、資源物の分別回収量が減少していること、焼却灰の資源化の拡大が進んでいないことなどが考えられます。また、不法投棄については近年減少傾向にあります。

本市には自前の最終処分場が無く、ごみ焼却灰等の最終処分を市外に依存しているため、継続的なごみ減量努力を求められる立場にあります。そのため、今後は資源物とごみの分別の徹底など、これまでの施策を継続するとともに、改めてごみ減量・資源化施策の強化が必要です。

ごみの減量・資源化は循環型社会の構築のみならず、地球温暖化対策としても重要であり、今後も一層の推進を図っていきます。

(5) 基本理念「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」（協働）

①現況

身近な生活環境から地球環境に至るまで、良好な環境を守り、未来に引き継いでいくためには、家庭、地域、職場、団体活動の中で、それぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に取り組んでいくことが必要となっています。また、主体別の取り組みに加え、各主体が協働して取り組んでいくことが重要となっています。

このような取り組みを推進するため、環境に対する意識を高めるとともに、環境の保全と創造に関する取り組みを進めるための仕組みづくりが求められています。

②施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「環境学習の推進」

環境に関して学び、体験することによって環境問題に関心を持ち、それぞれの立場で具体的に行動していく人材の育成を目指し、学校教育や生涯学習における環境講座、環境講演会や自然環境講座の開催等の事業を実施しました。

イ) 施策の分野「環境活動への参加の促進」

市民が環境に関心を持ち、環境保全に取り組むための意欲を増進していくために、市川市環境活動推進員によるエコライフ等の啓発、楽しく環境について学ぶイベント「いちかわ環境フェア」の開催のほか、環境活動団体への支援事業などを実施しました。

また、事業者と市の間で環境保全協定を締結し、環境保全に関する情報提供や事業者間の情報交換が促進する機会の提供、積極的な広報の展開などに取り組んでいます。

ウ) 環境基本計画の目標達成状況等

施策の分野	施策の方向	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	H28年度	H29年度	H30年度
環境学習の推進	環境学習の実施	○生物多様性に関する講座への参加者数	生物多様性に関する講座の実施	200人/年	243人	156人	102人
	環境学習の体制整備	○いちかわこども環境クラブの登録団体数（グループ）	こどもの環境活動の支援	—	23	21	21
環境活動への参加の促進	環境情報の提供	○環境情報の市Webページのアクセス数（PV）	環境情報の提供	—	76,794	80,390	77,480
		○市川市エコライフ推進員による啓発活動回数（啓発人数）	エコライフの啓発	—	28回 (3,015人)	34回 (2,729人)	32回 (2,111人)
		○環境保全協定の締結数（社）	事業者の取組みの推進	—	65	60	60
	環境に配慮した生活の促進	●市におけるグリーン購入割合	環境物品等の調達の推進	100%	99.7%	99.8%	99.3%
		○いちかわ環境フェアの出展者数・参加者数	いちかわ環境フェアの開催	—	48団体 15,000人	48団体 15,000人	49団体 15,000人
	協働による環境活動の推進	○ボランティア・NPO活動センターの利用者数（人）	ボランティア・NPOの活動支援	—	7,271	8,412	8,120

③評価と課題

いちかわ環境フェアの来場者数といちかわこども環境クラブの登録団体数は横ばいとなっています。

今後、さらにこの指標となる数値を高めていくためには、市民が参加しやすい魅力的なイベントの実施や、公式 Web ページや広報等多様な媒体を活用した情報発信など、市民の環境に対する関心を高めていく必要があります。また、環境学習などを通じて、自主的に環境に配慮した行動に取り組んでいくような人材を育成していくとともに、市民・事業者・市の交流や連携を更に促進していくことが求められます。